

議案第10号

朝来市基金条例の一部を改正する条例制定について
朝来市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
平成31年2月26日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

公共施設等の総合的な管理に必要な財源に充てることを目的とする公共施設等総合管理基金及び適正な森林管理を行うために必要な財源に充てることを目的とする森林経営管理事業基金を設置し、並びに下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用することに伴い下水道施設維持基金、農業集落排水施設維持基金及び下水道減債基金を廃止するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市基金条例の一部を改正する条例

朝来市基金条例（平成25年朝来市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の表中

下水道施設維持基金	処理場及び管渠の基幹的な施設改良事業に必要な財源に充てる。
農業集落排水施設維持基金	処理場及び管渠の基幹的な施設改良事業に必要な財源に充てる。
下水道減債基金	下水道事業債等の償還に必要な財源に充てる。

を削り、同表に次のように加える。

公共施設等総合管理基金	公共施設等の総合的な管理に必要な財源に充てる。
森林経営管理事業基金	森林経営管理事業に必要な財源に充てる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第10号資料

朝来市基金条例新旧対照表

現 行	改 正 案																												
(名称及び目的) 第3条 基金の種類ごとの名称及び設置の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 積立基金	(名称及び目的) 第3条 基金の種類ごとの名称及び設置の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 積立基金																												
(略)	(略)																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>市財政の健全な運営に必要な財源に充てる。</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険財政調整基金</td> <td>国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる。</td> </tr> <tr> <td>下水道施設維持基金</td> <td>処理場及び管渠の基幹的な施設改良事業に必要な財源に充てる。</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設維持基金</td> <td>処理場及び管渠の基幹的な施設改良事業に必要な財源に充てる。</td> </tr> <tr> <td>下水道減債基金</td> <td>下水道事業債等の償還に必要な財源に充てる。</td> </tr> <tr> <td>介護保険給付費準備基金</td> <td>介護保険事業に要する費用の財源に充てる。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置の目的	財政調整基金	市財政の健全な運営に必要な財源に充てる。	国民健康保険財政調整基金	国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる。	下水道施設維持基金	処理場及び管渠の基幹的な施設改良事業に必要な財源に充てる。	農業集落排水施設維持基金	処理場及び管渠の基幹的な施設改良事業に必要な財源に充てる。	下水道減債基金	下水道事業債等の償還に必要な財源に充てる。	介護保険給付費準備基金	介護保険事業に要する費用の財源に充てる。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>市財政の健全な運営に必要な財源に充てる。</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険財政調整基金</td> <td>国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる。</td> </tr> <tr> <td>介護保険給付費準備基金</td> <td>介護保険事業に要する費用の財源に充てる。</td> </tr> <tr> <td>学校教育施設整備基金</td> <td>市立学校の施設整備に要する費用に充てる。</td> </tr> <tr> <td>公共施設等総合管理基金</td> <td>公共施設等の総合的な管理に必要な財源に充てる。</td> </tr> <tr> <td>森林経営管理事業基金</td> <td>森林経営管理事業に必要な財源に充てる。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置の目的	財政調整基金	市財政の健全な運営に必要な財源に充てる。	国民健康保険財政調整基金	国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる。	介護保険給付費準備基金	介護保険事業に要する費用の財源に充てる。	学校教育施設整備基金	市立学校の施設整備に要する費用に充てる。	公共施設等総合管理基金	公共施設等の総合的な管理に必要な財源に充てる。	森林経営管理事業基金	森林経営管理事業に必要な財源に充てる。
名称	設置の目的																												
財政調整基金	市財政の健全な運営に必要な財源に充てる。																												
国民健康保険財政調整基金	国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる。																												
下水道施設維持基金	処理場及び管渠の基幹的な施設改良事業に必要な財源に充てる。																												
農業集落排水施設維持基金	処理場及び管渠の基幹的な施設改良事業に必要な財源に充てる。																												
下水道減債基金	下水道事業債等の償還に必要な財源に充てる。																												
介護保険給付費準備基金	介護保険事業に要する費用の財源に充てる。																												
名称	設置の目的																												
財政調整基金	市財政の健全な運営に必要な財源に充てる。																												
国民健康保険財政調整基金	国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる。																												
介護保険給付費準備基金	介護保険事業に要する費用の財源に充てる。																												
学校教育施設整備基金	市立学校の施設整備に要する費用に充てる。																												
公共施設等総合管理基金	公共施設等の総合的な管理に必要な財源に充てる。																												
森林経営管理事業基金	森林経営管理事業に必要な財源に充てる。																												
(略)	(略)																												
学校教育施設整備基金	市立学校の施設整備に要する費用に充てる。																												
(2) (略)	(2) (略)																												